

控 訴 状

令和4年8月12日

東京高等裁判所 民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 南 出 喜 久 治

弁護士 木 原 功 仁 哉

武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求控訴事件

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとほり

別紙当事者目録記載の当事者間の東京地方裁判所令和3年(行ウ)第301号武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求事件について、令和4年8月2日判決の言渡があり、同日判決正本の送達を受けたが、不服であるから控訴を提起する。

原判決の表示

- 1 本件訴えのうち、請求第1項から第11項までの各請求(予備的請求を全て含む。)及び第13項の請求に係る各訴えをいずれも却下する。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2(1) 主位的請求
被控訴人は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第8項の指定感染症として、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条により新型コロナウイルス感染症と指定した処分を取り消す。
- (2) 予備的請求

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 8 項の指定感染症として新型コロナウイルス感染症を指定した、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和 2 年政令第 11 号)は無効であることを確認する。

3(1) 主位的請求・予備的請求 1

被控訴人は、厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項の「新型インフルエンザ等感染症」として定義されてある同項第 3 号の「新型コロナウイルス感染症」と指定した処分を取り消す。

(2) 予備的請求 2

新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項の「新型インフルエンザ等感染症」として定義されてある同項第 3 号の「新型コロナウイルス感染症」の指定は無効であることを確認する。

4 被控訴人は、新型コロナウイルス感染症を前項の「新型インフルエンザ等感染症」として行ふ感染症対策を行つてはならない。

5 被控訴人は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 14 条の 3 に基づき、

(1) 令和 3 年 2 月 14 日になした mRNA ワクチン(販売名:コミナティ筋注、一般名:コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名:トジナメラン、申請者名:ファイザー株式会社、申請年月日:令和 2 年 12 月 18 日)の特例承認

(2) 令和 3 年 5 月 21 日になしたウイルスベクターワクチン(販売名:バキスゼブリア筋注、一般名:コロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)、申請者名:アストラゼネカ株式会社、申請年月日:令和 3 年 2 月 5 日)の特例承認

(3) 前同日になした mRNA ワクチン(販売名:COMD19 ワクチンモデルナ筋注、一般名:コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2)、申請者名:武田薬品工業株式会社、申請年月日:令和 3 年 3 月 5 日)の特例承認

をいずれも取り消す。

6 控訴人らには、前項のワクチンについて、予防接種法第 9 条の義務がないことを確認する。

7 被控訴人が、第五項の各申請者との間で、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律に基づいて締結した損失補償契約は無効であることを確認する。

8 被控訴人は、ポリメラーゼ連鎖反応を用いた SARS-CoV-2 遺伝子断片用検出用キットによる全ての検査(いはゆる PCR 検査)を新型コロナウイルスの感染病原体の有無を判定するための目的で、医療機関等の実施機関において使用させてはならない。

9 被控訴人は、第五項のワクチンを接種した者に接種履歴を証明する文書(ワクチン・パスポート)を発行交付すること及び前項の検査で陰性となつた者に新型コロナウイルスに

感染してみないとすることを証明する文書(陰性証明書)を発行交付することをいづれも行つてはならない。

- 10 控訴人らには、マスクの着用義務がないことを確認する。
- 11 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 5 条の 5 及び同第 12 条の各第 3 号の「発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止」の規定は無効であることを確認する。
- 12 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 5 条の 5 及び同 12 条の各第 7 号の「正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止」の規定は無効であることを確認する。
- 13 被控訴人は、控訴人らに対し、それぞれ金 30 万円を支払へ。
- 14 (中間確認の訴に係る請求)
 - (1) 上記第 2 項から第 12 項までの請求について、いづれも訴訟要件が認められることを確認する。
 - (2) 上記第 13 項の請求における「公務員の法的義務違反」に係る主張については、昭和 57 年 4 月 1 日最高裁判所第一小法廷判決(民集第 36 卷 4 号 519 頁)が示した要件を満たしてあることを確認する。
 - (3) 被控訴人が本件訴訟において、控訴人らの訴状「請求の原因」及び準備書面(1)から(13)までにおける控訴人らの主張について認否を行はない行為は違法であることを確認する。
- 15 訴訟費用は、一審及び当審を通じて被控訴人の負担とする。
との判決並びに第十三項につき仮執行の宣言を求める。

控訴の理由

- 1 追つて提出する。
- 2 なお、当事者には、事件名の表示及び略称を定めることができる慣例があり、これは処分権主義に属するものであつて、特段の支障が無い限り尊重されるべきであるにもかかわらず、原審裁判所は、「武漢ウイルス」の略称を用いた事件名称及び略称をことさらに退け、「新型コロナウイルス」とすべて表記を変更したことは、違法であつて許容できないものである。
- 3 予防接種法附則第 7 条第 2 項にも、「第 16 条第 1 項中「A 類疾病に係る定期の予防接種等又は B 類疾病」とあるのは「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))」としてをり、これが武漢由来のものであることは明らかであるにもかかわらず、中共が武漢ウイルスといふ名称に異議を唱へたことから、司法が政治的配慮をしてその圧力に屈して迎合す

ることは司法の独立を妨げるものであつて到底容認できるものではない。

- 4 そもそも、武漢ウイルスは、「新型」の「コロナウイルス」ではない。サーズウイルスやマーズウイルスもコロナウイルスであり、しかも、発見から 3 年も経過し、変異を繰り返してあることからして、「新型」といふ名称自体に強い違和感があり、発祥地である「武漢」の名称によることが混乱と誤認を回避することになるのである。
- 5 しかし、控訴の趣旨の表記については、新型コロナウイルスの名称を武漢ウイルスの略称にすべて置き換へることの煩雑さから、原判決の適示した名称で統一したが、当審では、控訴人らの略称表記を尊重すべきである。

添付書類

- | | |
|---------|-----|
| 1 控訴状副本 | 1 通 |
| 1 訴訟委任状 | 2 通 |

当事者目録

〒

控訴人 ○ ○ ○ ○

〒

控訴人 ○ ○ ○

〒604-0093 京都市中京区新町通竹屋町下る徹ビル2階（送達場所）

電話 075-211-3828

FAX 075-211-4810

上記控訴人ら訴訟代理人

弁護士 南 出 喜 久 治

〒530-0047 大阪市北区西天満 3-10-3

ARK 西天満ビル 4階

電話 06-6809-2562

FAX 06-6809-2563

上記控訴人ら訴訟代理人

弁護士 木 原 功 仁 哉

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被控訴人 国

代表者法務大臣 葉 梨 康 弘

処分行政庁 厚生労働大臣 加藤 勝信